

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案 法令・法案動向

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案〔法令・法案動向〕

＜法律案の内容＞

3月10日に閣議決定された新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（以下単に「法律案」といいます。）の内容が公表されました。

その内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の附則に次の事項を定める特例規定を加えるものとなっており、改正法（法律案の内容となっている一部改正法のこと。以下同じ。）の公布日の翌日から施行することとされています（3月13日成立の見通しであり、成立後速やかに公布される予定）。実際の条文は下掲のとおりです。

- ① 改正法の施行日から最長2年間は、今般の新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等とみなして同法及び同法に基づく命令の規定を適用することとする。
- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法第14条の厚生労働大臣の内閣総理大臣に対する新型インフルエンザ等の発生等に関する報告義務の要件について、今般の新型コロナウイルス感染症についての読替えを定める。
- ③ 現に策定されている行動計画等に定められている新型インフルエンザ等に関する事項は、今般の新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

■法律案

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。
附則第一条の次に次の一条を加える。
（新型コロナウイルス感染症に関する特例）

第一条の二 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第三項において同じ。）については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。同項において「改正法」という。）の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用する。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき）」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

附 則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

出所：内閣官房 HP 国会提出法案（第 201 回通常国会）

■ 参照条文

新型インフルエンザ等対策特別措置法 （抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

二～七 （略）

（新型インフルエンザ等の発生等に関する報告）

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

＜新型インフルエンザ等対策特別措置法の内容＞

法律案が成立し、改正法が施行された場合には、今般の新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用して対処していくこととなります。同法には市町村がなすべき事務についても規定されていますので、その内容を把握しておく必要があります。

平成24年6月29日リリースの法令トピックス記事「新型インフルエンザ等対策特別措置法〔例規整備〕」では、新型インフルエンザ等対策特別措置法のうち、市町村に関係する事項についての概要を紹介していますので、以下に再掲します（新型インフルエンザ等対策特別措置法は制定以後数次の改正が行われていますが、いずれも他法改正に伴うものであり、再掲する記事の内容に影響はありません。）。

また、内閣官房のホームページ（<https://www.cas.go.jp/jp/influenza/120511houritu.html>）では、新型インフルエンザ等対策特別措置法や同法施行令の条文、概要、通知等が掲載されていますので、そちらも併せてご覧ください。

■ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要（市町村関係部分のみ）

※ 平成24年6月29日リリースの法令トピックス記事の再掲

1 地方公共団体の責務

地方公共団体は、新型インフルエンザ等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限り。）をいいます。以下同じ。）が発生したときは、政府対策本部が策定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する等の責務を有することとされました。（第3条関係）

2 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならないこととされました。（第5条関係）

3 市町村行動計画

(1) 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成するものとされました。

- (2) 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとされました。
- ① 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - ② 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - ③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - ④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされました。
- (4) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更したときは、都道府県知事に報告しなければならないこととされました。
- (5) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならないこととされました。
- (6) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされました。
- (7) 市町村長は、市町村行動計画を作成し、又は変更するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」といいます。）、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができることとされました。

(第8条関係)

4 物資及び資材の備蓄等

地方公共団体の長等は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならないこととされました。(第10条関係)

5 訓練

(1) 地方公共団体の長等は、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならないこととされました。

(2) 地方公共団体の長等は、訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができることとされました。

(第12条関係)

6 知識の普及等

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならないこととされました。(第13条関係)

7 都道府県対策本部長への意見の申出

関係市町村の長その他の執行機関は、当該関係市町村が実施する新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができることとされました。(第24条関係)

8 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求

地方公共団体の長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときに求められた労務、施設、設備又は物資の確保の応援を、正当な理由がない限り、拒んではならないこととされました。(第27条関係)

9 特定接種

(1) 厚生労働大臣は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときに行われる政府対策本部長からの指示により、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対して臨時に行う先行的予防接種(以下「特定接種」といいます。)を行うよう、市町村長に指示することとされ

ました。

(2) 市町村長は、厚生労働大臣から、特定接種並びに医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の登録の円滑な実施のために労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められたときは、正当な理由がない限り、拒んではならないこととされました。

(3) 市町村長が行う特定接種は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法の規定を適用することとされました。

(第28条関係)

(4) 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し特定接種の実施に関する必要な協力の要請又は指示を行うよう、都道府県知事に対して求めることができることとされました。(第31条関係)

10 市町村対策本部

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならないこととされました。(第34条関係)

(2) 市町村対策本部長には市町村長をもって充てる等、市町村対策本部の組織について定められました。(第35条関係)

(3) 市町村対策本部長は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる等、市町村対策本部長の権限について定められました。(第36条関係)

(4) 市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく、市町村対策本部を廃止するものとされました。(第37条において準用する第25条関係)

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、市町村対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定めることとされました。(第37条において準用する第26条関係)

11 特定都道府県知事による代行

その区域の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村(以下「特定市町村」といいます。)の長(以下「特定市町村長」といいます。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」といいます。)の知事(以下「特定都道府県知事」といいます。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエ

ンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができることとされました。(第38条関係)

1.2 他の市町村の長その他の執行機関に対する応援の要求

特定市町村長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」といいます。)は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができることとされました。(第39条関係)

1.3 特定都道府県知事等に対する応援の要求

特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事その他の執行機関に対し、応援を求めることができることとされました。(第40条関係)

1.4 事務の委託の特例

特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができることとされました。(第41条関係)

1.5 職員の派遣

(1) 特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができることとされました。(第42条関係)

(2) 地方公共団体の長等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定による職員派遣の求めがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないこととされました。(第43条関係)

(3) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用することとされ、市町村は、当該職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することができることとされました。(第44条関係)

16 住民に対する予防接種

- (1) 政府対策本部が、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認め、基本的対処方針を変更し、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めた場合は、市町村長は、臨時に予防接種を行うこととされました。
- (2) 市町村長は、予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができることとされました。

(第46条関係)

17 物資及び資材の供給の要請

特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができることとされました。(第50条関係)

18 備蓄物資等の供給に関する相互協力

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならないこととされました。(第51条関係)

19 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その市町村行動計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならないこととされました。(第52条関係)

20 生活関連物資等の価格の安定等

地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市町村行動計画で定めるところによ

り、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならないこととされました。（第59条関係）

2.1 新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁

法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁することとされました。（第65条関係）

2.2 特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁することとされました。（第66条関係）

2.3 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

- (1) 12又は13の他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならないこととされました。
- (2) 当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができることとされました。

（第67条関係）

2.4 特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁

- (1) 特定市町村長が特定都道府県知事の権限に属する措置の実施に関する事務の一部を行うこととしたときは、特定都道府県は、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならないこととされました。
- (2) 特定市町村長が特定都道府県知事の権限に属する措置の実施に関する事務の一

部を行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定都道府県知事は、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができることとされました。

(第68条関係)

25 国の負担

(1) 16(1)の臨時の住民に対する予防接種について、読み替えて適用する予防接種法第21条の規定により市町村が支弁する当該予防接種を行うための費用及び当該予防接種に係る同法第11条第1項の規定による給付に要する費用に対して、国は、次の額を負担することとされました。

- ① 当該費用の総額が、政府対策本部が設置された年の4月1日の属する会計年度(当該年度)における当該市町村の標準税収入の100分の1に相当する額以下の場合、当該費用の総額の100分の50に相当する額
- ② 当該費用の総額が当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の1に相当する額を超える場合は、アからウまでに掲げる額の合計額
 - ア 当該費用の総額のうち当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の1の部分の額の100分の50に相当する額
 - イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の1を超え、100分の2以下の部分の額の100分の80に相当する額
 - ウ 当該費用の総額のうち当該年度における当該市町村の標準税収入の100分の2を超える部分の額の100分の90に相当する額

(第69条関係)

(2) 国は、(1)のほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする事とされました。(第70条関係)